町長交際費支出基準

令和８年７月１日

(趣旨)

第 1 条　この基準は、町政の円滑な執行を図るため、町長が町を代表して行う外部の個人又は団体との交際、交渉等に要する経費(以下「交際費」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(執行基準)

第 2 条　執行しようとする交際費が、次に掲げる基準に適合するときは、必要最小限の範囲で当該交際費を執行することができる。

(1)　町政の円滑な遂行と進展に必要な団体又は個人に対する支出

(2)　町との友好と信頼関係の維持増進に必要な団体又は個人に対する支出

(3)　町の進展に顕著な功績があったものに対する支出

(4)　儀礼的な範囲内のものに対する支出

(5)　その他町長が必要と認める支出

(支出内容)

第３条　交際費支出の対象となる内容及び支出額は、次のとおりとする。

(1)　慶祝　各種総会、大会、式典、行事等に町長が出席する場合に限り支出する。ただし、職員が町長に代わり、町を代表して出席する場合においても町長が出席する場合に準じて支出する。

支出額は、その内容や会場等を考慮し、その都度決定する。

(2)　会費　各種会合等に町長が出席する場合に限り支出する。ただし、職員が町長に代わり、町を代表して出席する場合においても町長が出席する場合に準じて支出する。

支出額は、その参加費等の実費を原則とし、実費の額が不明である場合はその内容や会場等を考慮し、その都度決定する。

(3)　弔慰　支出対象及び支出額等は別表第１「弔慰金一覧」に定めるとおりとする。

(4)　見舞　町政関係者の病気、事故、災害等に対する見舞金品及び災害義援金

支出の要否は、その都度決定し、支出額は 10,000 円を限度とする。

(5)　協賛　各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるもので公共的、公益的なものに対して支出する。支出の要否は、その都度決定し、支出額は 10,000 円を限度とする。

(6)　記念品・餞別　町の進展に対して顕著な功労、協力及び交流のあったものに対して支出する。

支出の要否は、その都度決定し、支出額は 10,000 円を限度とする。

(7)　その他　前各号に定めるもののほか、外部の個人又は団体との交際、交渉等に際し、町長が特に必要と認める経費についてその都度決定し支出する。

2　前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体に対するものには支出しない。

(基準及び支出内容の公開)

第4条　この基準及び基準に基づく交際費の支出内容については、公開する。

2　前項の公開は、大山町ホームページに掲載する方法により行うものとする。ただし、公開情報に個人に関する情報があり、配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(見直し)

第5条　この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この基準は、令和8年7月1日から施行する。

別表第１

弔慰金一覧

区分		本人		配偶者	過去に在職した本人		過去に在職した本人の配偶者
		香典	生花又は花輪	香典	香典	生花又は花輪	香典
町長、副町長及び教育長		20,000	○	10,000	10,000	○	5,000（本人が生存の場合） 本人が故人の場合弔電のみ
町議会議員		10,000	○	5,000			
町職員		10,000		5,000			
会計年度任用職員		10,000					
非常勤の特別職等	A　国からの委嘱による委員等	10,000		5,000			
	B　地方自治法の規定により設置された委員会等の委員	10,000		5,000			
	C　消防団の団長、副団長及び分団長	10,000		5,000			
近隣の市町村長		10,000					
その他、町長が特に必要と認める者		5,000 ～ 10,000					

注意事項

１　兼職の場合は、上位の職を基準とする。

２　A及びBに係る委員等は、別表２「非常勤の特別職等区分別委員等」の委員とする。

別表第２

非常勤の特別職等区分別委員等

非常勤の特別職等	A	民生委員及び児童委員	人権擁護委員	保護司
		行政相談委員		
	B	教育委員会委員	選挙管理委員会委員	公平委員会委員
		監査委員	農業委員会委員	固定資産評価審査委員会委員